

富山県における老人医療費助成制度の内容

重度心身障害者等医療費助成事業(65歳以上)

(令和2年2月現在)

| 区分 | 65歳以上重度 | 65歳以上中度 | 65～69歳軽度 |
|--------------|--|---|--|
| 対象範囲 | <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の医療の確保に関する法律第50条第1項第2号該当者 高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表と同程度の障害状態と市町村長が認定したもの ※ただし、世帯の合計所得金額が1,000万円以上の者は除く | | <ul style="list-style-type: none"> 身障手帳4級所持者の一部、5級、6級所持者 療育手帳B所持者又は知的障害者 3か月以上寝たきりで常時介護を要すると市町村長が認定したもの |
| | <ul style="list-style-type: none"> 身障手帳1、2級所持者 療育手帳A所持者又は知的障害者(IQ35以下) ※精神保健福祉手帳1級(上記と同じ程度の障害と市町村長が認定したもの) | <ul style="list-style-type: none"> 身障手帳3級所持者、4級所持者の一部 ※精神保健福祉手帳2級(上記と同じ程度の障害と市町村長が認定したもの) | |
| 医療保険等による自己負担 | 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する一部負担金 一般所得者 : 1割 現役並み所得者 : 3割 | | 国民健康保険法等に規定する一部負担金 : 3割 |
| 助成内容 | 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する一部負担金の額 *他の法令等により国又は地方公共団体等が負担する医療に関する給付額を除く | 一般所得者 : 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する一部負担金の額 現役並み所得者 : 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する一部負担金の額から医療費の1割相当分を控除した額 *他の法令等により国又は地方公共団体等が負担する医療に関する給付額を除く | 国民健康保険法等の規定により被保険者等が負担すべき一部負担金額から70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金相当額を控除した額 *他の法令等により国又は地方公共団体等が負担する医療に関する給付額を除く |
| 助成後の自己負担 | なし | 一般所得者 : なし 現役並み所得者 : 1割 | 一般所得者 : 2割 現役並み所得者 : 3割 |
| 助成の支給方法 | 償還払い 医療機関で高齢者の医療の確保に関する法律ら規定する一部負担金を支払った後、市町村へ申請することにより還付。 | | 現物給付 医療機関で助成後の自己負担分を支払う。 |

◎助成対象範囲と自己負担

| 障害の程度 | 0歳 - 6歳 | | 65歳 - 70歳 | | 75歳 - 年齢 | |
|-------|---------|--------|-----------------------|---------------------|----------|---------|
| | 2割 | 3割 | 3割 | 現役並み : 3割 | 一般 : 2割 | 一般 : 1割 |
| なし | 2割 | 3割 | 3割 | 現役並み : 3割 | 一般 : 2割 | 一般 : 1割 |
| 軽度 | 2割 | 3割 | 現役並み : 3割 | 一般 : 3割 → 2割 (1割助成) | 一般 : 2割 | 一般 : 1割 |
| 中度 | 2割 | 3割 | 現役並み : 3割 → 1割 (2割助成) | 一般 : 1割 → 0 (1割助成) | | |
| 重度 | 2割 → | 3割 → 0 | 現役並み : 3割 → 0 (3割助成) | 一般 : 1割 → 0 (1割助成) | | |

※0～64歳は、障害福祉課所管